

上市町長 宛て

申請年月日 年 月 日

上市町移住支援金交付申請書

上市町移住支援金交付要綱第5条の規定に基づき、移住支援金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		生年月日	
氏名		年 月 日	
住所	〒	電話番号	自宅 携帯
メールアドレス			

2 移住支援金の内容（該当する欄に○を付けてください）

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家族の人数（1の申請者は含まない）	人
移住支援金の種類		就業		起業		

3 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください）※

7 「上市町移住支援金の交付申請に関する誓約事項」に記載された内容について		A. 誓約する		B. 誓約しない
8 「上市町移住支援事業に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について		A. 同意する		B. 同意しない
申請日から5年以上継続して、上市町に居住し、かつ、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B. 意思がない
（就業の場合のみ記載） 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 3親等以内の親族に該当する

※ 各種確認事項のB. に○を付けた場合は、移住支援金の支給対象となりません。

4 転出元の住所

住所	〒
----	---

5 （東京23区の在勤者に該当する場合のみ記載）東京23区への在勤履歴 ※5年以上の在勤履歴を記載

期間	就業先	就業地

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。ただし、当該在勤履歴がある場合、移住支援金の支給対象となりません。

6 申請に際して、以下の書類を添付するものとする。

- (1) 必ず添付しなければならない書類は以下のとおりとする。
 - ア 写真付き身分証明書の写し
 - イ 移住元の住民票の除票の写し
 - ウ 移住支援金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し
- (2) 東京23区以外の東京圏（条件不利地域以外）から東京23区への通勤者であった場合の添付書類は以下のとおりとする。
 - ア 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等であって、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (3) 東京23区以外の東京圏（条件不利地域以外）から東京23区への通勤していた法人経営者又は個人事業主であった場合の添付書類は以下のとおりとする。
 - ア 開業済証明書等であり、移住元での在勤地を確認できる書類
 - イ 個人事業等の納税証明書
- (4) 東京圏（条件不利地域以外）から東京23区内の大学に通学し、東京23区内の企業等へ就職していた場合の添付書類は以下のとおりとする。
 - ア 卒業証明書等在学期間や卒業校を確認できる書類
 - イ 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書等であって、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことを確認できる書類
- (5) 第5条第2号に定める額を申請する場合の添付資料は以下のとおりとする。
 - ア 移住元の住民票の除票の写し（申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住値を確認できる書類）
- (6) 第4条第1項第2号に定める要件に合致し申請する場合の添付資料は以下のとおりとする。
 - ア 様式第2号（就業証明書）
- (7) 第4条第1項第4号に定める要件に合致し申請する場合の添付資料は以下のとおりとする。
 - ア 様式第3号（就業証明書）（テレワーク）
- (8) 第4条第1項第5号に定める要件に合致し申請する場合の添付資料は以下のとおりとする。
 - ア 上市町首都圏同窓会に加入していることを示す書類
- (9) 第4条第1項第6号に定める要件に合致し申請する場合の添付資料は以下のとおりとする。
 - ア 県実施要領に定める起業支援金の交付決定通知書

7 上市町移住支援金の交付申請に関する誓約事項

- 1 本事業に関する報告及び立ち入り調査について、町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、上市町移住支援金交付要綱に基づき、移住支援金の全額又は半額を返還します。
 - ア 移住支援金の申請内容が虚偽であったことが判明した場合：全額
 - イ 移住支援金の申請日から3年未満の間に富山県外に転出した場合：全額
 - ウ 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合：全額
 - エ 富山県移住支援事業・マッチング支援事業及び起業支援事業実施用要領に基づく起業支援事業に係る交付決定を取り返された場合：全額
 - オ 移住支援金の申請日から3年以上5年以下の間に富山県外に転出した場合：半額

8 上市町移住支援金の交付に係る個人情報の取り扱い

県及び町は、移住支援金の交付に際して得た個人情報について、県及び町が定める個人情報保護条例等の規定に基づき適切に管理し、本事業の実施のために利用します。

また、県及び町は、当該個人情報について、他の都道府県において実施する移住支援事業の円滑な実施、国への本事業の実施状況の報告等のため、国、他の都道府県、他の市区町村に提供し、又は確認する場合があります。